

収蔵文書調査報告書 2

笠取地域の古文書

はじめに

当館は昭和五九年（一九八四）の開館から一五年を数え、少しずつではありますが収蔵する資料も着実に増え続けています。こうした資料の大部分は、市民の皆さんから寄贈していただいたり、お預かりしている古文書や民具で占められています。いずれもかつての地域の営みを今口につたえる貴重な資料ですが、その性格上収蔵してすぐに展示や研究に活用できるわけではありません。なかでも古文書は一件あたり少なくとも数十点、おおければ千点以上もの個別の資料が集積されたもので、利用にいたる事前の調査には長い時間が必要となります。当館では、展覧会や講演会など様々な事業と平行して、こうした資料目録の整備に努めており、本報告書も第二冊目となりました。

今回は、市内東北部の山間に位置する笠取地域の古文書を取りあげます。「白川金色院」と恵心院をテーマとした第一集とは異なり、資料集的な構成となりましたが、本報告書は今後も資料の性格に則した構成でのぞんでゆきたいと考えています。

本シリーズが、地域に伝来した身近な資料に目を向けていただくきっかけとなり、また、地域の歴史や文化を学ぶ教材として活用していただければ幸いです。

目次

笠取地域の概要	3
笠取の指定文化財	6
近世・近代の地誌にみる笠取	12
近世・近代の紀行・道中記にみる笠取	26
西田武一家文書目録	58 (1)
神出孝一家文書	53 (6)
二尾村文書目録	48 (11)

凡例

- 一、本書は、当館に収蔵する笠取地域の古文書目録と、笠取地域関係資料の調査報告書である。
- 一、目録は、巻末から横組で収載している。
- 一、本書の編集は、小嶋止亮が担当した。

笠取関係文献案内

- 『宇治郡名勝誌』矢部文載著 福井源次郎発行 明治三十一年（一八九八）（『宇治誌・宇治郡名勝誌』 臨川書店 昭和四十九年（一九七四）所収）
- 『京都府宇治郡誌』京都府宇治郡役所 大正一二年（一九二三）（『山城綴喜郡誌・京都府相楽郡誌・京都府宇治郡誌』 名著出版 昭和四十七年（一九七二）所収）
- 『笠取地誌―教育の基盤としての地域研究―』（謄写版）宇治市立笠取小学校長中森平治著 昭和三十三年（一九五八）
- 『創立百年誌』笠取小学校創立百周年記念事業実行委員会 昭和四十八年（一九七三）
- 『宇治市史一 古代の歴史と景観』宇治市 昭和四十八年（一九七三）
- 『宇治市史二 中世の歴史と景観』宇治市 昭和四十九年（一九七四）
- 『宇治市史三 近世の歴史と景観』宇治市 昭和五十一年（一九七六）
- 『宇治市史四 近代の歴史と景観』宇治市 昭和五十三年（一九七八）
- 『宇治市史五 東部の生活と環境』宇治市 昭和五十四年（一九七九）
- 『宇治市史年表』宇治市 昭和五十八年（一九八三）
- 『校舎竣工創立百十周年記念誌』笠取小学校校舎竣工・創立百十周年記念事業実行委員会 昭和五十九年（一九八四）
- 『炭山・二尾・池尾のむかしばなし』宇治市立笠取第二小学校校長檜垣公明 平成八年（一九九六）
- 『私たちの「ふるさと教育」』宇治市立笠取小学校 平成九年（一九九七）

笠取地域の概要

本書で言う笠取地域とは、明治二年（一八八九）の町村制により成立した旧笠取村の範囲をさしている。江戸時代の村名では東笠取・西笠取・炭山・二尾・池尾の五か村で、明治以降、昭和二年（一九五一）の宇治市の市制施行にいたる変遷は次頁の表のとおりである。

宇治市の東北部に広がる山間部に位置するが、古くから和歌に詠まれた「笠取山」が醍醐山とその東方の山やま、すなわち笠取地域を指すことからもうかがえるように、近世以前は主な領主である醍醐寺との結びつきや、すぐ東側に隣接する近江国滋賀郡や栗太郡の村むらとの関係が強かった。

享保十四年（一七二九）段階での石高と領主は左記のとおりで、一部を除いて醍醐寺関係で占められていたことがうかがえる（『史料京都の歴史3』『山城国各村領主別石高表』より）。

東笠取村	二七四、二石	醍醐寺領
西笠取村	三一六、六二二石	醍醐寺領
炭山村	一八七、三四二石	醍醐寺領
二尾村	四四、七石	上醍醐伽藍料
池尾村	一〇〇石	釈迦院領（醍醐寺）

九三、二七石 幕府領（上林又兵衛代官所）

近代以降についても、行政上所属した宇治郡内の村むらとの関係が

見られるのは当然ながら、それ以外では現在の宇治市の西南域を占める久世郡などよりも、滋賀県（現在の大津市南部とその周辺）との交流がうかがえることは、文書目録を一覧しても明らかである。

ちなみに、現在も郵便番号はかつて同じ宇治郡であった京都市伏見区醍醐地域と連続していたり、電話の市外局番が京都市と同じ地区があるなどの名残がある。公共の交通機関が通わず、自動車による移動にしても、昭和六三年（一九八八）に京滋バイパスが開通したとは言え有料道路であるため、特に地域の東側では買い物なども大津方面に出かけることが多いという。

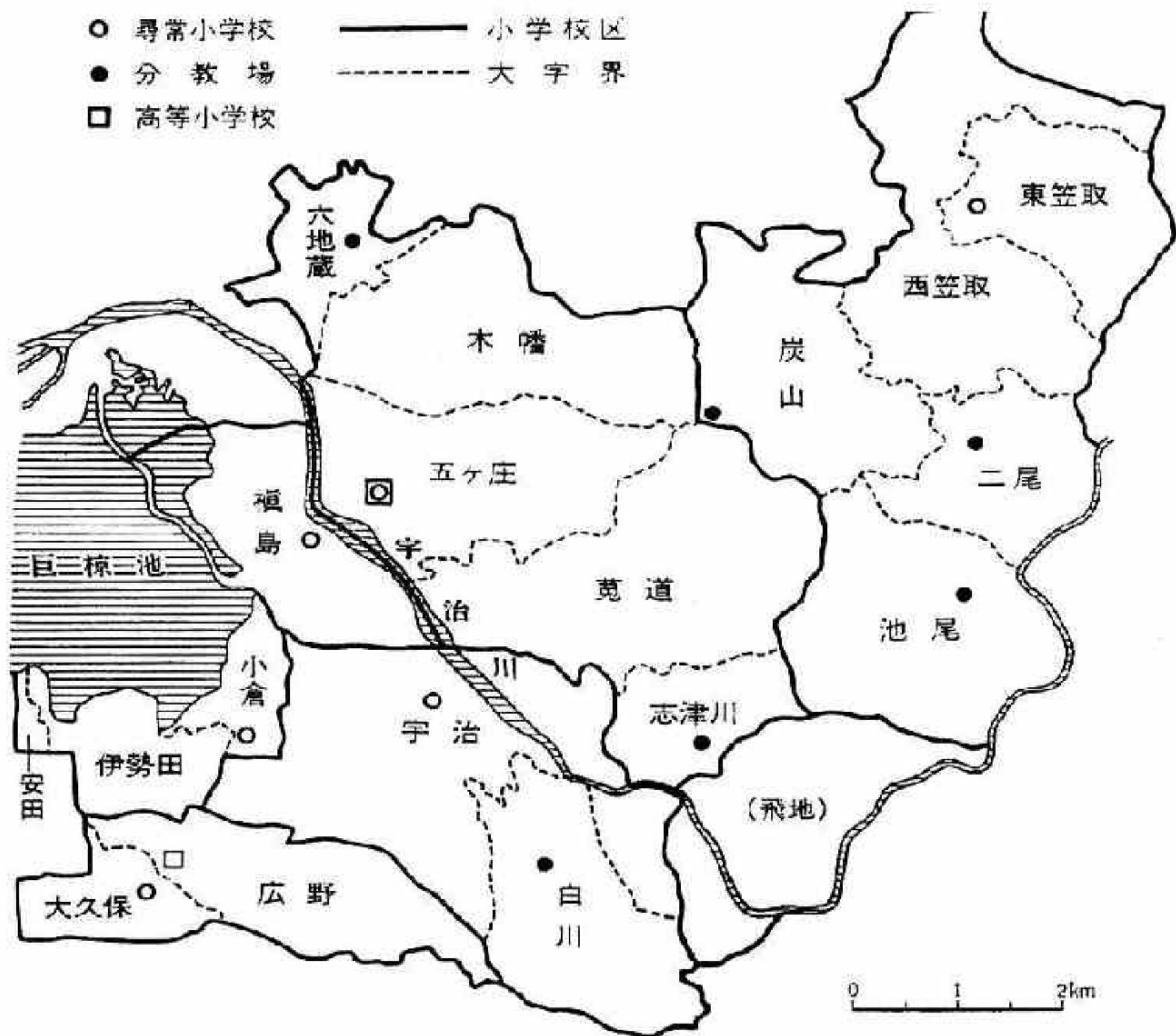
位置などは次項以下の地図を、歴史や各地区の詳細については前頁下段に掲げた文献を参照されたい。それぞれの時代の笠取地域については、『宇治市史』一から四の巻末に掲げられた索引を利用すると検索が容易である。また、地域編『宇治市史五―東部の生活と環境―』には、旧村別に地図・空中写真・古文書・史跡・伝承といった資料がまとめられている。

そのほかこの地域では、先駆的な業績で、もはや古典と呼んでも差し支えない『笠取地誌』をはじめ、伝統的に小学校関係者が校区の歴史や伝承の掘り起こしに熱心な土地柄である。なかでも『私たちの「ふるさと教育」』は、平成九年（一九九七）度「紫式部市民文化賞選考委員特別賞」を受賞した力作であり、現在の笠取を知るうえでも好著となっている。

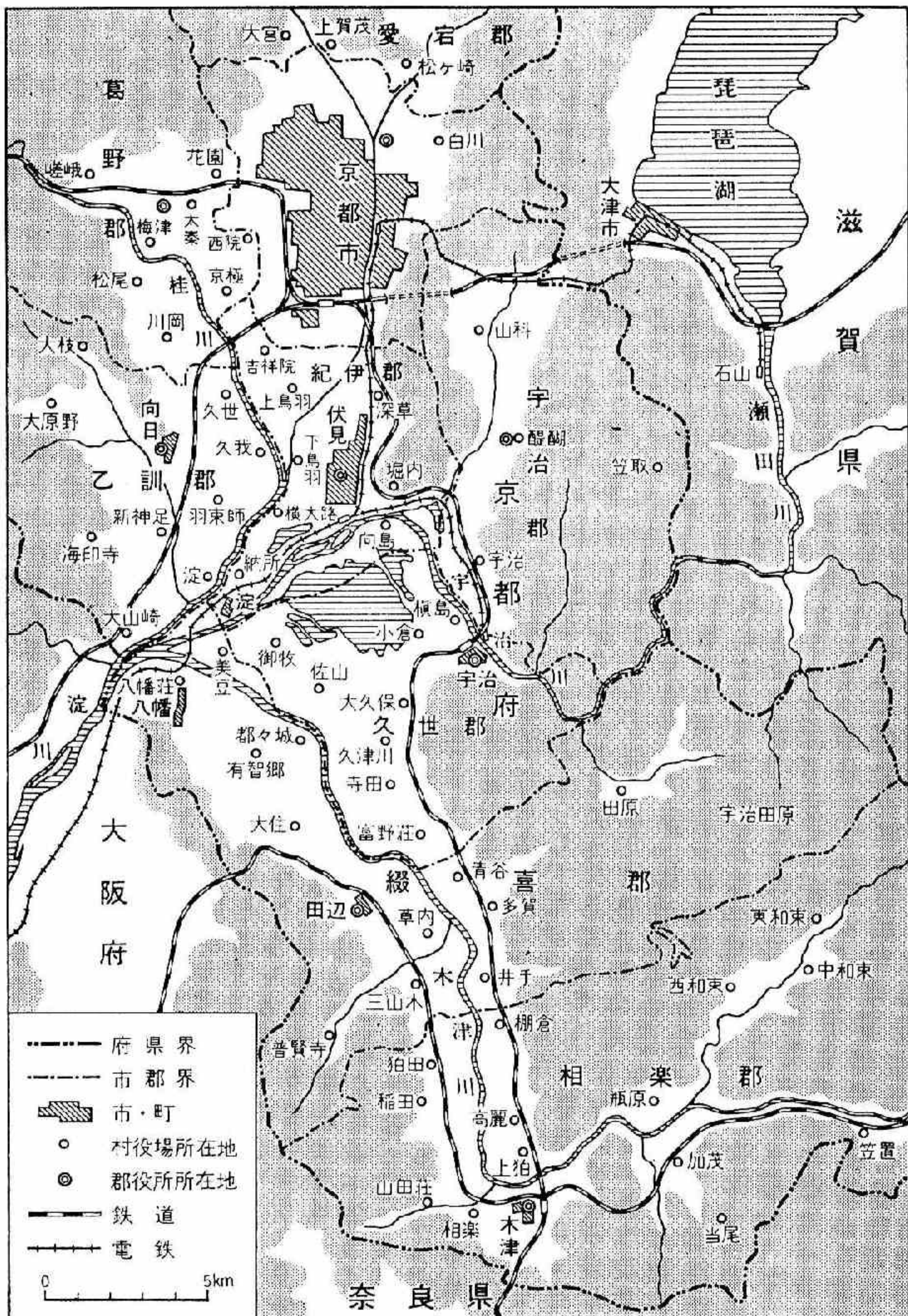
宇治市市制施行までの行政組織の変遷

郡 名		宇 治 郡										*	久 世 郡									
村 名		東等取村	西等取村	炭山村	二尾村	池尾村	志津川村	木幡村	五ヶ庄村	大鳳寺村	三室村	六地藏村	宇治郷	宇治町	白川村	榎島村	安田村	小倉村	伊勢田村	広野村	大久保村	
年 月																						
明治 5 (1872). 5		1 区			4 区								2 区				4	3 区			1	
明治 6 (1873). 12		2 区											1 区			3	1 区			2		
明治12 (1879). 12		3 区		4 区							2 区											
明治14 (1881). 10																						
明治15 (1882).													(宇治町)			(小倉村)						
明治17 (1884). 6		(東笠取村)	(炭山村)				(五ヶ庄村)															
明治22 (1889). 4		笠 取 村					宇 治 村					宇治町		榎島村	小倉村		大久保村					
昭和17 (1942). 4		東 宇 治 町																				
昭和26 (1951). 3		宇 治 市																				

* 紀伊郡
区制では、現在宇治市外の村を含む場合があるが省略した。
() 内は、連合戸長役場の所在地。たとえば、東笠取村の場合「東笠取村外一ヶ村連合戸長役場」と称した。他も同様である。



明治前期の小学校区



大正期の南山城

笠取の指定文化財

平成十一年（一九九九）三月現在

一 宇治市指定文化財

西笠取 清瀧宮 木造男神坐像

指定番号・種別 三八 彫刻

名称・員数 木造男神坐像 一躯

指定年月日 平成二年（一九九〇）三月三〇日

所在地・所有者 宇治市西笠取黒出三六 清瀧宮

時代 平安時代 一二世紀

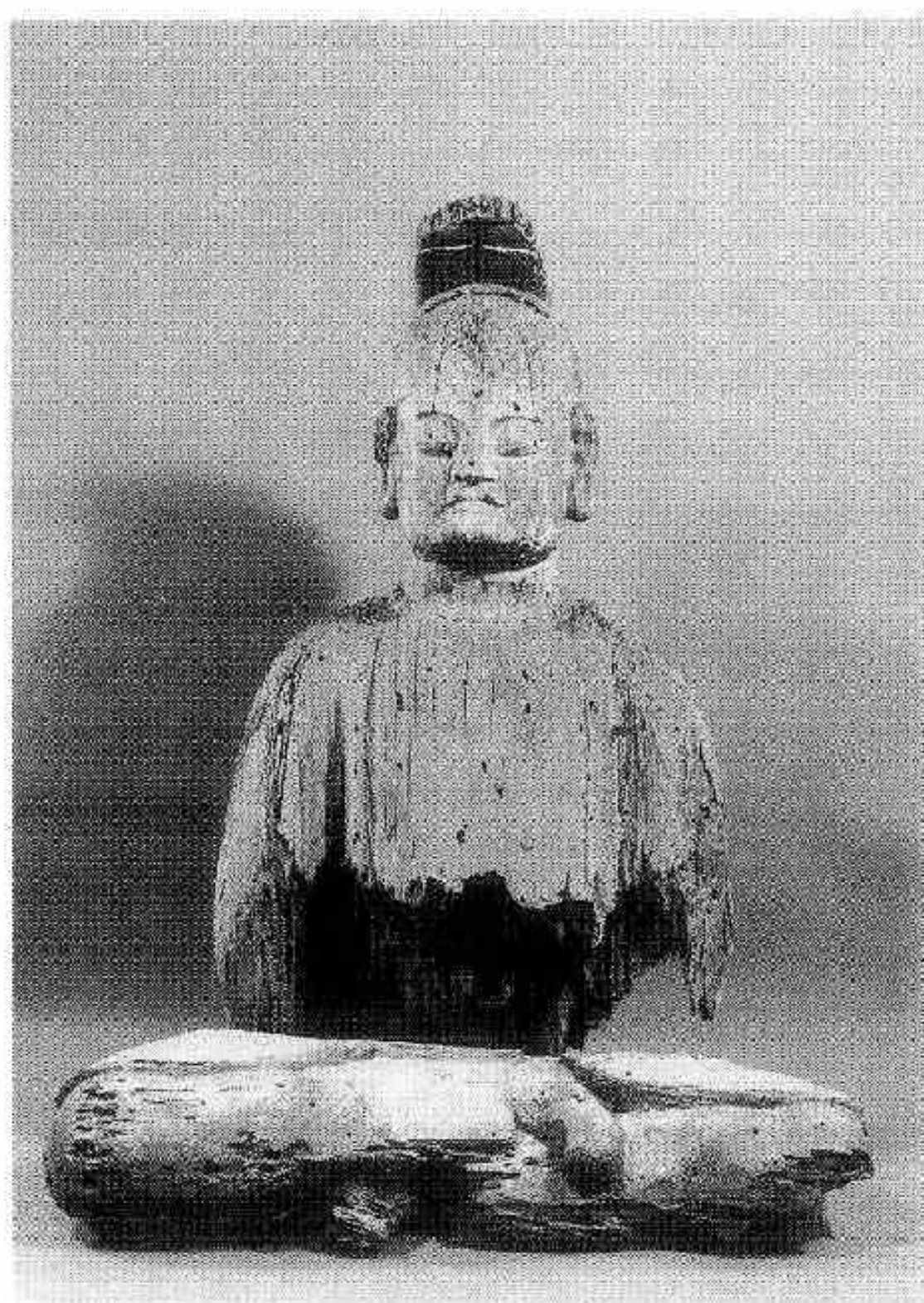
法量 等 像高八五・一センチ

木造（カヤ材） 一木造 素地 彫眼

清瀧宮摂社御霊神社にまつられた神像。巾子冠と袍を着用し、腰帯を締めた俗体形の像である。両手は欠失しているため、元の手の形はわからない。カヤ材を用い、頭体（左方の下部に自然の虚がある）と両脚部を各一材で彫成して寄せたものである。

素木の等身大の堂々たる作で、肉づきの乏しいあごの張った角ばった顔に、くびれた厚みのある耳が立ちぎみにつく。眉は短く、眼は細く見開き、口元は形よく結んで、顔の中心に小さなまとまりを見せている。中庸をえたやさしみのある体軀の造形、前方へ大きく傾いた巾子冠の薄手なつくりや沓先の曲線など、藤原時代の感覚がいきわたる。

御霊神社の創建は、長保二年（一〇〇〇）の笠取西荘での疫病流行が契機と見られ、本像も同時期の製作と考えられる。
本像は、平安時代後期に珍しい等身大の作例で、製作時期も比定できることから、神像彫刻史上極めて貴重な作品である。



西笠取 清瀧宮 木造男神坐像

指定番号・種別 三九 彫刻

名称・員数 木造男神坐像（両脚部欠） 一躯

指定年月日 平成二年（一九九〇）三月三〇日

所在地・所有者 宇治市西笠取黒出三六 清瀧宮

時代 鎌倉時代

法 量 等 像高九四・一センチ

木造（マツ材） 一木造 素地 彫眼

清瀧宮摂社御霊神社にまつられた神像。巾子冠と袍を着用し、胸前で手を合わせ笏（しやく）（後補）を持つが、腰帯は表されていない。首近くまで続く大きな虚が認められる。両脚部および腰脇三角材は滅失している。

丸々とした顔は人ぶりな目鼻をやや拡散的に配し、その表情にはどこか現実感がやどる。衣文はほとんど刻まないが腕や肘、背中などには肉身の実体感がある。巾子冠の厚さとともに、現実感を基調とする表現から鎌倉時代の製作と考えられる。

鎌倉時代の前期の古制にもとづきながら時代色を表した等身像として、神像彫刻史上きわめて貴重な作品である。



炭山 八幡宮

指定番号・種別 四五 建造物

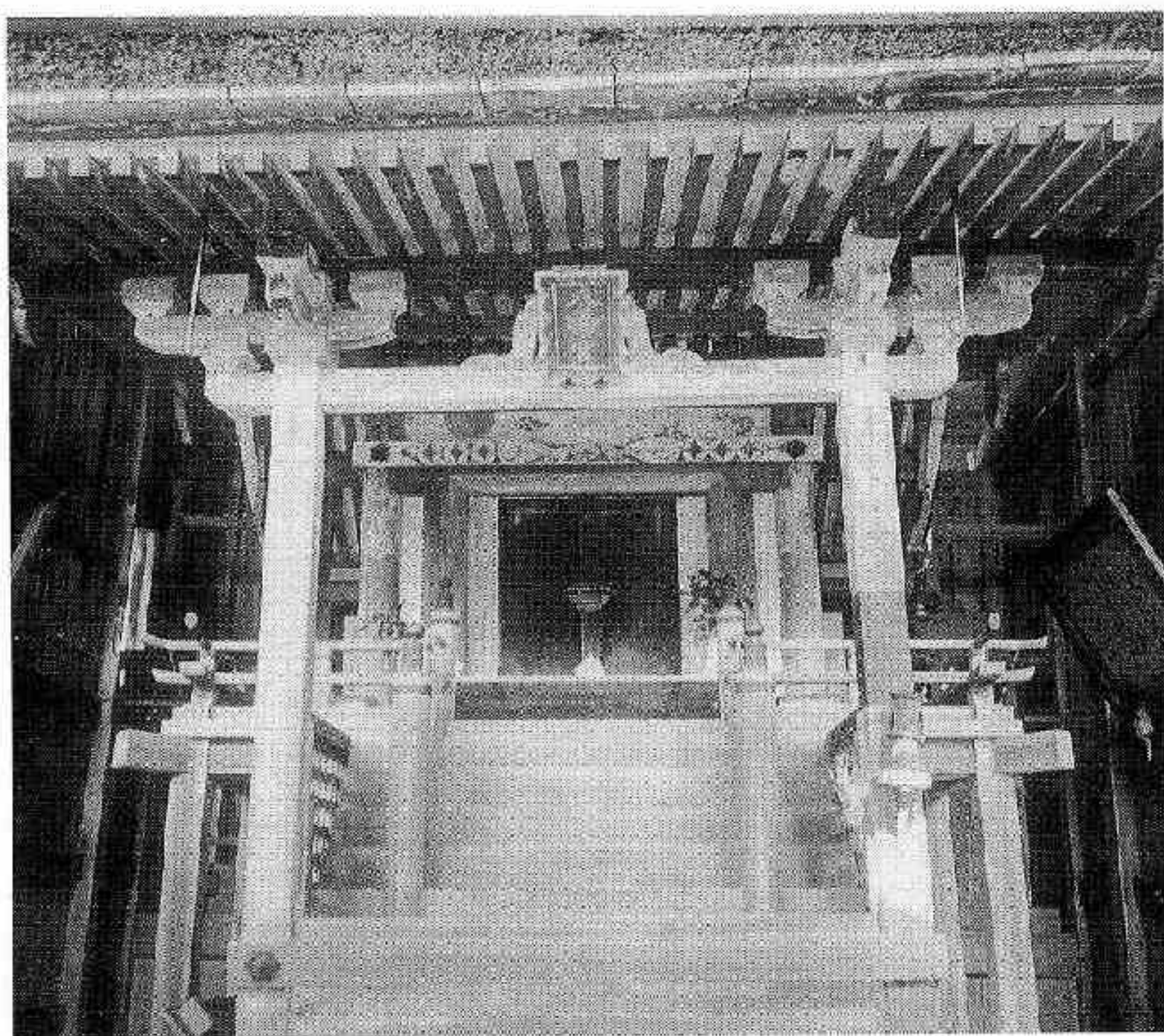
名称・員数 八幡宮本殿 一棟 附篇額

指定年月日 平成三年（一九九一）三月三〇日

所在地・所有者 宇治市炭山養老一四 八幡宮

時代 江戸時代 元禄二年（一六九九）

法 量 等 一間社流造 檜皮葺



旧炭山村の産土神で、集落の北にやや離れて鎮座する。本殿は、覆屋（昭和一〇・一九三五年）に保護される一間社流造、檜皮葺の小規模ながら本格的なつくりで、棟木銘より元禄十二年（一六九九）の建立であることがわかる。

本殿の特徴は左記のとおり。

- 一、建立年が元禄十二年（一六九九）と判明していること。
- 二、大工は、醍醐の植本□左衛門及び地元の炭山の山三郎と建立した大工が明らかであること。
- 三、本殿の主要部材が建立当時そのままに保存されていること。
- 四、向拝部を虹梁型とせずに水平の頭貫を用いること、頭貫の木鼻を肘木型とすること、向拝と身舎の繋ぎ梁が水平の虹梁であることなど、古風な様式であること。

東笠取 金子邸のかや

指定番号・種別 五〇 天然記念物

名称 金子邸のかや

指定年月日 平成四年（一九九二）三月三十一日

所在地・所有者 宇治市東笠取稲出二 金子重男

法 量 等 推定樹齡四〇〇年

胸高幹周四、九メートル 樹高二六メートル

主幹は直上し、地上三メートルから順次八方に枝を伸ばして雄大に茂っている。特に南側の枝は長く伸びて先が垂れ下がっており、市道と南側の水田の一部を覆っている。雌株であるが、かたわらに寄生する雌株には毎年多くの実を結ぶ。

この木は、京都府内に生育するかやの木の中でも有数の大きさを誇るものとして貴重である。昭和五六年（一九八一）三月一日には「宇治市名木百選」に認定されている。



東笠取 称名寺 木造釈迦如来坐像

指定番号・種別 五一 彫刻

名称・員数 木造釈迦如来坐像

指定年月日 平成五年（一九九三）三月三十一日

所在地・所有者 宇治市東笠取谷ノ奥三五 称名寺

時 代 平安時代後期（一一世紀）
法 量 等 像高八九、一センチメートル

木造（材種不明、カツラか） 寄木造 彫眼 漆箔

称名寺の釈迦堂の本尊。東笠取清瀧宮の神宮寺であった東宮寺の旧仏である。同寺は、明治十一年（一八七八）一二月に称名寺に合併されたが、その際同寺の遺材で釈迦堂が建立され、本像が安置された。両肘をゆったりとかまえ、膝の張りも大きくとった安定感のあるプロポーションをもつ。両足部にみられる変化を見せる衣文は型にはまらず、構造形式も古いところから、ほぼ一一世紀頃の製作と推定される。



頭部に肉髻相・螺髪を彫り出し、いずれも水晶製の肉髻珠・白毫珠をあらわす。大衣は左よりかかって右肩を少し覆う。手は、左手五指を伸ばして掌を上にし右手は施無印を結ぶ。足は、右足を前にして結跏趺坐する。頭・体の幹部は通して前後二材矧ぎとし、割り首、内刻りを施す。両足部には横木一材を寄せる。体部と両足部との間に約三センチメートルのマチ材が挿入される。

なお、以下の部分が後補である。肉髻珠・白毫珠、後部材（頭・体部とも）、両手首先、両足部のうちマチ材と地付の一部、（約五センチメートル幅）、裳先、および全面の漆箔・彩色と台座（裳懸座式）。

二 京都府指定文化財

東笠取 称名寺 ニホンナシ

種 別 天然記念物

名 称 称名寺のニホンナシ

指定年月日 昭和六二年（一九八七）四月一五日

所在地・所有者 宇治市東笠取谷ノ奥三五 称名寺

法 量 等 樹高約一五メートル 胸高幹周一、八二メートル

称名寺裏門を入ったすぐ北側に家屋に接して立つニホンナシの古木。主幹は太く直立し、地上約三メートルで南北に二支幹に分かれる。北側の支幹はさらに三、四メートル上で二本の太枝に分かれ、北側の家屋の屋根を越えて大きく覆っている。南側の支幹は地上五メートルで南北の太枝に分かれ、南あるいは東南方向にやや多くの枝を出しながら上伸び大きく繁茂している。